締切：令和７年６月20日（金）（必着）

（公財）世田谷区産業振興公社 理事長　あて

※審査資料となります。「世田谷みやげとして自慢できる点」は、具体的に記入してください。

「世田谷みやげ」申込書（新規　商品）

商品名			事業所名	
事業所所在地	（〒　　-　　）　世田谷区			
営業時間	時　　分～　　時　　分		定休日	曜日
連絡先 ※**メールアドレス**をお持ちの方は必ず記入してください。	TEL	（　　）	FAX	（　　）
	メールアドレス			
	ホームページ／SNS アドレス			
商品の種類 例）和菓子、工芸品等			商品価格（税込み）	円（　　個入り）
商品の製造場所			商品の販売場所	
賞味／消費期限	賞味　／　消費期限（　　）日間		せたがやPay加盟の有無	
お取り寄せの可否	店頭での販売以外に通販などで申込商品の取り寄せができるか　　できる　／　できない			
イートインの可否	できる　／　できない		体験	できる　／　できない
体験の内容				

【申込商品および貴事業所について、「世田谷みやげとして自慢できる点」をご記入ください】

※以下に記載いただいた内容を、審査時に使用する審査票にそのまま使用させていただきます。

①世田谷とのかかわりをアピールした商品か(世田谷にゆかりのある素材を活用している／地域貢献度が高いなどを含む)。

②世田谷区民に愛された実績があるか。

③受け取った人が商品を通して世田谷を感じられ、愛着を持てるか。

④品質や製法等へのこだわりがあり、オリジナリティがあるか。

※枠内に収まるようにご記入、ご入力いただいたものをご提出ください。
※**商品パッケージの画像を添付してください。**また、商品や事業所を紹介する画像等ございましたら添付してください。
（上限：A4サイズ2枚分まで）

※個人情報は、申し込みに関する手続きおよび審査資料としてのみ使用します。

≪ 公社使用欄 ≫	受付日	受付No.

締切：令和７年６月20日（金）（必着）

「世田谷みやげ」申込書（新規　商品）
以下に同意し、「世田谷みやげ」に申し込みます。
① 指定審査会に合格後、（公財）世田谷区産業振興公社（以下、「公社」という。）が指定する期日までに指定料１０，０００円（パンフレットへの掲載負担金を含む）を納付する。
② パンフレット作成にあたり、商品や店舗の取材に協力する。 ※商品撮影のため、必要最低限の数量の商品を無償で提供いただきます。
③「世田谷みやげ」事業のＰＲに協力する。
④「世田谷みやげ」に指定された商品の品質維持･管理･向上に努める。
⑤ 公社が行う事業（イベントへの出店等）へ積極的に参加する。 ※商品によっては、保健所等の指導により出店できない場合があります。
⑥ 公社の企画する商品の品質向上や販路拡大に向けたセミナー等に積極的に参加する。
⑦「世田谷みやげ」に指定された事業者同士の連携に積極的に協力する。
⑧ 事業効果の検証や事業改善のため、公社が実施するアンケートや調査等に協力する。

（記入欄）事業所担当者氏名：	

※押印不要

※個人情報は、申し込みに関する手続きおよび審査資料としてのみ使用します。

≪ 公社使用欄 ≫	受付日	受付No.

【問合せ・申込先】〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7-4Ｆ (公財)世田谷区産業振興公社 世田谷みやげ担当
TEL：03(3411)6715　／　FAX：03(3412)2340　／　E-mail：setagayamiyage@setagaya-icl.or.jp